公衆無線LAN環境整備支援事業

○　防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。

ア　事業主体：財政力指数が０．８以下（３か年の平均値）又は条件不利地域（※）の普通地方公共団体・第三セクター

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

イ　対象拠点：最大収容者数や利用者数が一定以下の

①防災拠点：避難所・避難場所（学校の体育館及びグラウンド、市民センター、公民館等）、官公署

②被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点：博物館、文化財、自然公園、都市公園

観光案内所（JNTO認定のパートナー施設等）

ウ　補助対象：無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用　等

エ　補 助 率：１／２（財政力指数が０．４以下かつ条件不利地域の市町村については２／３）

イメージ図